旭川荘厚生専門学院 客観的な指標・成績評価の概要

《2学科共通》

- 講義科目については各科目の年間授業計画(シラバス)における「評価方法」に提示している内容に基づき点数化 し、学則(学生便覧に明記)で次のように区分している。
 - ・優・・・80 点以上 ・良・・・80 点未満 70 点以上 ・可・・・70 点未満 60 点以上
- 演習科目については各科目の演習ごとに評価基準を設定し適切に点数化している。
- 実習科目については、年間授業計画(シラバス)における「評価方法」に提示している内容に基づき点数化している。実習ごとに評価表を作成しており、各施設指導者に評価を依頼している。
 - ·優···80 点以上 ·良···80 点未満 70 点以上 ·可···70 点未満 60 点以上

《児童福祉学科》

○ 年度末に学年順位を出し、各個人に伝達、年度末の成績分布を学生に対して周知する。

《看護学科》

- 学生自身が自分の成績ランクを知るためには、申し出により学年の成績順位及び点数の平均点を周知している。
- 臨地実習については、各領域(基礎、成人、老年、小児、母性、精神、統合)別にルーブリック※で評価をしている。評価の質に関しては、毎年形成評価をしながら評価内容を見直し、「信頼性」と「妥当性」を考慮して看護学科会議で審議し実施している。
- ※ルーブリックとは、「目標に準拠した評価」のための「基準」つくりの方法論であり、学生が何を学修するのかを示す評価基準と学生が学習到達しているレベルを示す具体的な評価基準をマトリクス形式で示す評価指標(中央教育審議会 大学教育部会より)

~単位認定について学則より抜粋~

第16条 (履修及び単位の認定)

単位・時間の認定は、出席状況及び考査による成績を総合して行う。

- 2 欠席時間数が、当該学科目の所定の授業時間数の三分の一を超えた者は、その学科目の履修を認めない。
- 3 児童福祉学科にあっては、欠席時間数が各学科目の出席すべき時間数の三分の一以内であっても、各学科目及び実習にかかる出席時間数が、保育士養成所規則に定める時間数に満たない者については、当該学科目の履修を認めない。
- 4 看護学科にあっては、欠席時間数が各学科目の出席すべき時間数の三分の一以内であっても、各学科目及び実習に係る出席時間数が学則別表に定める時間数に満たない者については、時間外における補習又は卒業延期の方法によって必要な補習を行い、当該学科目の履修を認める。
- 5 各学科目の成績の評価は、試験、論文、報告書その他によって行う。
- 6 各学科目の成績の評価は、80点以上を優、80点未満70点以上を良、70点未満60点以上を可、60点未満を不可とし、優、良、可をもって合格とする。
- 7 学院以外の教育機関を卒業した者が、当該教育機関で修得した単位をもって学院における該当学科目の単位認定を申請した場合、学院長は、十分な審査を経て、申請した学科目等が学院の学科目内容に該当すると認めた場合は、課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えない範囲で、学院における履修に替えることができる。
- 8 前項の単位認定に関し、必要な事項は別に定める。

旭川荘厚生専門学院 吉井川キャンパス 客観的な指標・成績評価の概要

- ○講義科目については各科目の年間授業計画(シラバス)における「評価方法」に提示している内容に基づき点数化し、学則で次のように区分。
 - ・優・・・80 点以上 ・良・・・80 点未満 70 点以上 ・可・・・70 点未満 60 点以上
- ○演習科目については、各科目の演習ごとに評価基準を設定し適切に点数化。
- ○実習科目については、年間授業計画(シラバス)における「評価方法」に提示している内容に基づき点数化。実習ご とに評価表を作成し、各施設指導者に評価を依頼。
 - ・優・・・80 点以上 ・良・・・80 点未満 70 点以上 ・可・・・70 点未満 60 点以上

~単位認定について学則より抜粋~

第16条 (履修及び単位の認定)

単位・時間の認定は、出席状況及び考査による成績を総合して行う。

- 2 出席時間数が、当該学科目の所定の授業時間数の3分の2(介護実習及び社会福祉現場実習にあっては所定の授業時間数の5分の4)に満たない者はその学科目の修得を認めない。
- 3 (省略)
- 4 各学科目の成績の評価は、試験、論文、報告書その他によって行う。
- 5 各学科目の成績の評価は、80点以上を優、80点未満70点以上を良、70点未満60点以上を可、60点未満を不可とし、優、良、可をもって合格とする。
- 6 学院以外の教育機関を卒業した者が、当該教育機関で修得した単位をもって学院における該当学科目の単位認定を申請した場合、学院長は、十分な審査を経て申請した学科目等が学院の学科目内容に該当すると認めた場合は、課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えない範囲で、学院における修得に替えることができる。
- 7 前項の単位認定に関し、必要な事項は別に定める。